

制限付き一般競争入札における従業員配置人数の運用について

平成21年6月1日

改正 平成29年4月1日

南房総市では、市発注の建設工事等における、制限付き一般競争入札の入札参加資格条件で、市内本店又は市内支店若しくは市内営業所（以下「事業所」という。）に配置されている法人の従業員数を落札候補者の資格確認の際に確認することとしました。

概要は、下記のとおりです。

1. 従業員配置人数の確認基準は、法人市民税の確定申告書（以下「申告書」という。）に記載された従業員の人数を基準とする。

落札候補者となったものは、指定された期限までに、申告書の写しを提出すること。

また、提出された書類を確認するため、南房総市市民生活部税務課（以下「税務課」という。）へ調査することがある。

2. 入札参加条件として設定する場合がある従業員配置人数は、市内本店は、全従業員の1／2以上（50%以上）、市内支店又は市内営業所は、全従業員の1／3以上（33.4%以上）とする。

3. この運用において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①市内本店 南房総市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録され、当該公告の発注業種について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けているもののうち、法人設立登

記簿に記載の本店の住所が市内に在り、税務課に法人等の設立等報告書（以下「設立等報告書」という。）の届出済みである者。

②市内支店 資格者名簿に登録され、当該公告の発注業種について建設業法に基づく建設業の許可を受けているもののうち、法人設立登記簿に記載の支店の住所が市内に在り、設立等報告書の届出済みで入札、契約等に関する一切の権限について、当該本店の代表者から権限委任されている者。

③市内営業所 資格者名簿に登録され、当該公告の発注業種について建設業法に基づく建設業の許可を受けているもののうち、法人設立登記簿に記載の支店の住所が市内に在り、設立等報告書の届出済みで入札、契約等に関する一切の権限について、当該本店の代表者から権限委任されていない者。

④従業員 給与（給料、手当及び賞与等）の支払いを受ける者をいい、常勤、臨時、パート及び派遣職員並びに役員手当ての支給のある役員等を含める。

4. 事業年度途中で従業員の変更が生じた場合は、次回の申告書提出日までは、前回提出された申告書に記載の人数とする。